

【大阪府箕面市】幼稚園運営法人の募集要項

箕面市立ひがし幼稚園は、平成 28 年 3 月末をもって公立幼稚園としては閉園し、私立幼稚園として運営を開始するため、運営法人を募集します。法人の募集にあたっては、下記の基本事項等が応募条件となります。

1. 応募・運営にあたっての基本事項

- (1) 幼稚園又は認定こども園（幼保連携型又は幼稚園型）について良好な運営実績を有する学校法人又は社会福祉法人を応募資格とする。
- (2) 3 年保育を実施することとし、「子育て応援幼稚園」の基準(※)を満たす幼稚園とする。
- (3) 法人により新たに運営する幼稚園は、子ども・子育て支援新制度における認定こども園（幼保連携型又は幼稚園型）とする。

※ 「子育て応援幼稚園」は箕面市独自の制度で、基準は下記のとおりです。

- 預かり保育について、開始時間は午前 8 時以前、終了時間を午後 6 時以降とする。
- 年度内の預かり保育の休業日数は、15 日以内とする。
(土曜日、日曜日、祝日、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までを除く。)

2. 法人による運営開始後の順守事項

- (1) 国の幼稚園教育要領に基づき、箕面市の子ども施策、教育施策と関連性を持った保育内容とすること。
- (2) 箕面市幼稚園支援教育実施要綱に基づき、支援教育を実施すること。また、箕面市在住の支援の必要な園児の入園申込みについてはこれを受け入れることとし、市と連携のうえ小学校への丁寧な引き継ぎを行うこと。
- (3) 学校教育法第 27 条に定める園長又は教頭（教頭を設置しない場合は、副園長等それに代わる教諭 以下「教頭等」という。）は、幼稚園教諭の免許を有し、かつ幼稚園で 10 年以上勤務経験を有すること。また、養護教諭の配置に努めること。
- (4) 箕面市在住の入園申込者が幼稚園の募集定員内の場合は、これを受け入れること。
- (5) 給食(配食)を実施する場合は、アレルギー等の対応を行うこと。

3. 引き継ぎ、経過措置等にかかる順守事項

- (1) 箕面市立ひがし幼稚園の平成27年度4歳児を引き継いで受け入れるにあたっては、入園料、施設費等を徴収しないこと。また、現行の制服を卒園まで認め、新たな物品の購入は最小限にとどめること。なお、平成28年度以降に入園する園児についても、現行の制服の着用を一定期間認めること。
- (2) 箕面市立ひがし幼稚園の教育指導計画との継続性について配慮すること。
- (3) 引き継ぎ方法は、下記のとおりとする。

①三者懇談会

- 保護者代表・法人・市で三者懇談会を設置し、引き継ぎにあたっての必要事項を話し合い、協定書を締結すること。
- 三者懇談は、法人決定後開始し、平成28年度以降も一定期間継続すること。

②保護者説明会

- 必要に応じて保護者説明会を随時実施すること。

③引き継ぎにかかる体制

- 開園までの間、園長、教頭等を予定している教諭は、箕面市立ひがし幼稚園の通常保育、各行事及び地域・校区連携事業等を適宜参観し、幼稚園運営全般にかかる引き継ぎを受けること。
- 地域の未就園児を対象にした取り組みについても、適宜参観すること。
- 学級担任等の引き継ぎ期間は平成28年1月～3月とし、下記引き継ぎ方法により教諭の配置を行うこと。

※平成27年度中の引き継ぎに係る人件費は補助の予定（限度額あり）

1. 平成28年1月～2月の間、日程を箕面市立ひがし幼稚園長と協議のうえ、平成27年度4歳児学級に次年度5歳児の学級担任を予定する法人の教諭を配置すること。3月については、原則すべての保育日に配置することとし、必要な引き継ぎを受けること。
 2. 平成27年度4歳児の園児について、箕面市立ひがし幼稚園の4歳児学級担任と次年度5歳児の学級担任と保護者とで個人懇談を行い、個別の園児の状況を共有すること。
 3. 平成27年度4歳児の支援の必要な園児については、市と連携し引き継ぎを受けること。
 4. 園長（養護教諭を配置する場合は園長及び養護教諭）は、学校保健にかかる引き継ぎを受けること。
- 箕面市立ひがし幼稚園に勤務している市の職員(臨時職員を含む)が、法人への就労を希望したときは、その採用に努めること。
 - 配置予定の教職員と園児たちとの関係づくりを行い、平成28年4月の開園を迎えること。